

議第 84 号

調停の成立について

調停を成立させたいので議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

岐阜簡易裁判所平成 30 年（ユ）第 1 号 滞納賃料請求調停事件に関し、同裁判所から調停条項が提示され、早期かつ実効性の高い回収方法であることを勘案し、権利の放棄を含む調停を成立させるため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号及び第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

調停の成立について

1. 当事者

申立人 岐阜県下呂市森 960 番地 下呂市 市長 服 部 秀 洋
相手方 岐阜県下呂市金山町岩瀬 1277 番地 1 有限会社カントリーファーム
代表取締役 中 島 輝

2. 事件名 岐阜簡易裁判所 平成 30 年 (ユ) 第 1 号 滞納賃料請求調停事件

3. 事件の概要

有限会社カントリーファーム (以下「相手方」という。) は事業中止により、下呂市所有の貸付建物 3 棟に係る平成 28 年 1 月から平成 31 年 12 月までの賃料 14,028,200 円の支払いが困難となった。このため、早期かつ実行性の高い回収方法を相手方と話し合うため、下呂市は、岐阜簡易裁判所へ調停を申し立てた。

4. 調停条項

- (1) 相手方は、申立人に対し、滞納賃料として 14,028,200 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、本日、相手方の前項の債務の弁済に代えて、相手方の有する別紙物件目録記載の土地の所有権を譲り渡し、申立人はこれを譲り受ける。
- (3) 相手方は、申立人に対し、前項の土地につき、平成 30 年 4 月 23 日付代物弁済を原因とする所有権移転登記手続きをする。ただし、登記手続費用は、申立人の負担とする。
- (4) 当事者双方は、前項の代物弁済に対する清算義務は存在しないことを相互に確認する。
- (5) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (6) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほかには、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 調停費用は、各自の負担とする。

(別紙)

物 件 目 録

No	所 在	地 番	地 目	地 積
1	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 2	山林	228 m ²
2	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 3 の 1	山林	82 m ²
3	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 3 の 2	雑種地	89 m ²
4	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 4 の 1	山林	178 m ²
5	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 4 の 2	雑種地	228 m ²
6	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 7	雑種地	274 m ²
7	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1274 番 8	雑種地	402 m ²
8	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1276 番 1	雑種地	605 m ²
9	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1277 番 1	雑種地	631 m ²
10	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1278 番 1	雑種地	444 m ²
11	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1279 番 1	雑種地	386 m ²
12	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1279 番 2	雑種地	422 m ²
13	下呂市金山町岩瀬字向ヒ野	1279 番 3	雑種地	535 m ²

以 上